

○茨城県立医療大学附属図書館ゼミ室利用要項

平成26年 4月 8日  
第1回 図書・研究委員会

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学附属図書館利用規程（平成7年医療大訓第32号）第20条第1項の規定に基づき、ゼミ室の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 ゼミ室等の利用は、次の各号に掲げる場合に認める。

- (1) 教育，研究又は学習のため図書館長が必要と認めた場合
- (2) その他図書館長が特に必要と認めた場合

(利用資格)

第3条 ゼミ室を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の研究生及び科目等履修生（以下「研究生等」という。）
- (4) その他図書館長が特に認めた者

(利用時間)

第4条 ゼミ室の利用時間は、図書館の開館時間内とする。

2 ゼミ室の利用は、1回につき3時間以内とする。

3 前3項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、利用時間を制限することができる。

(利用の手続き)

第5条 ゼミ室を利用しようとする者はゼミ室利用申請書（様式第1号）を図書館長に提出し、その許可を受けるものとする。

2 ゼミ室利用申請書は、利用日の1月前から提出することができる。

(利用者の義務)

第6条 ゼミ室の利用者は、設備等を常に良好な状態に保ち、利用後は原状に復さなければならない。

2 機器の利用者は、機器の動作が不良であることを知ったとき若しくはき損したときは、速やかに図書館長に報告するものとする。

(利用制限)

第10条 図書館長は、この要項に違反した利用者に対し、ゼミ室の利用を制限し、又は停止することができる。

付 則

この要項は、平成26年4月8日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

# ゼミ室利用申請書

年 月 日

図書館長 殿

ゼミ室の利用について、次のとおり申請します。

申請者	氏名	
	所属	1 看護学科 2 理学療法学科 3 作業療法学科 4 放射線技術科学科 5 人間科学センター 6 医科学センター 7 助産学専攻科 8 認定看護師教育課程 9 保健医療科学研究科 10 専任教員養成講習会 11 附属病院 12 事務局 13 その他( )
	区分	1 教員 2 学部学生 3 大学院学生 4 職員 5 その他( )
利用日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	
利用人数	人	
利用目的		
利用ゼミ室	1 ゼミ室1 (8席) 2 ゼミ室2 (20席)	
備考		